

# 介護予防短期入所生活介護事業所 沼津フジビューショートステイ 運営規程

## 第1章 事業の目的及び運営の方針

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人駿河厚生会が開設する介護予防短期入所生活介護事業所 沼津フジビューショートステイ（以下、「事業者」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要支援状態にある利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業者は、利用者が要支援状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

- (1) 名 称 介護予防短期入所生活介護事業所 沼津フジビューショートステイ
- (2) 所在地 静岡県沼津市大岡3571番地の1

### (事業所の位置付け)

第4条 事業所は、介護老人福祉施設沼津フジビューホームの併設事業所として、当該介護老人福祉施設と一体的に運営するものとする。

2 介護予防短期入所生活介護及び短期入所生活介護の事業を、同一の事業所において、一体的に運営するものとする。

## 第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

### (従業者の職種・員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりです。ただし、従業者は、併設施設である介護老人福祉施設沼津フジビューホーム及び一体的に運営する短期入所生活介護事業所の従業者を合わせたものとする。

- (1) 管理者 1人（常勤兼務）

併設の介護老人福祉施設管理者が、事業所の従業者の管理、業務の実施状況把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 医師 1人(嘱託)  
利用者の健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1人(常勤1人)  
利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。
- (4) 看護職員 3人以上(常勤換算3人以上)  
看護師もしくは准看護師が、利用者の保健衛生管理及び看護業務を行う。
- (5) 介護職員 24人以上(常勤換算24人以上)  
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (6) 介護計画作成担当者 1人(常勤1人)  
介護予防短期入所生活介護計画の作成等を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1人(常勤1人)  
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 管理栄養士 1人(常勤1人)  
食事の栄養計算及び利用者に対する栄養管理指導等を行う。
- (9) 調理員  
調理業務を行う。当事業所は委託給食のため、調理員は全員が外部給食業者の所属職員とする。
- (10) 宿直員 1人(非常勤1人)  
夜間の安全及び防災管理のための宿直業務を行う。

### 第3章 利用定員と送迎

(利用者の定員)

第6条 利用者の定員は、短期入所生活介護と合わせて20人とする。

2 災害、虐待等やむを得ない場合を除いて、利用定員及び居室の定員を超えて利用することはできない。

(通常の送迎の実施地域)

第7条 通常の送迎の実施地域は、沼津市、三島市、裾野市、清水町及び長泉町とする。

### 第4章 設備及び備品等

(居室)

第8条 利用者の居室には、ベッド、枕元灯、ナースコール等を備品として備える。

(静養室)

第9条 事業者は、利用者が居室で静養することが一時的に困難な状態の時に使用できる静養室を、医務室に隣接して設ける。

(食堂)

第10条 事業者は、利用者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル、いす、箸や食器類などの備品類を備える。

(医務室)

第 11 条 事業者は、利用者の診療・治療のために、医務室（医療法に規定する診療所）を設け、利用者を診療するために必要な医薬品及び医療器具を備える。

(浴室)

第 12 条 事業者は、浴室には利用者が使用しやすいよう、一般浴槽のほかに要介助者のための特殊浴槽を設ける。

(洗面所及び便所)

第 13 条 事業者は、必要に応じて各階各所に洗面所や便所を設ける。

(機能訓練室)

第 14 条 利用者が使用する機能訓練室は、食堂及びデイルームと同一の場所とし、目的に応じた機能訓練器具等を備える。

## 第 5 章 同意と契約

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第 15 条 事業者は、サービス提供の開始に際して、利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で契約を締結する。

(受給資格等の確認)

第 16 条 事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認することができる。

## 第 6 章 サービスの提供及び費用の額

(介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第 17 条 事業所の管理者は、介護支援専門員に、介護予防短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 介護予防短期入所生活介護計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という。）は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

3 計画作成介護支援専門員は、相当期間に亘って入所が予定されている利用者については利用者やその家族の希望及び利用者について把握した課題に基づき、介護予防短期入所生活介護計画の原案を作成する。原案は、他の従業員と協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載する。

4 介護計画作成担当者は、介護予防短期入所生活介護計画の原案について利用者の説明し、同意を得る。

- 5 介護計画作成担当者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、介護予防短期入所生活介護計画の実施状況を把握する。

(サービスの取扱い方針)

- 第 18 条 事業者は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持もしくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援する。
- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。
- 3 事業者は、サービスを提供するに当たって、その介護予防短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行う。
- 4 事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、介護予防短期入所生活介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとする。

(介護予防短期入所生活介護の内容)

- 第 19 条 介護予防短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の介護
- (2) 食事の提供
- (3) 機能訓練
- (4) 健康管理
- (5) 相談・援助
- (6) 送迎

(食事の提供)

- 第 20 条 食事の提供は、栄養並びに利用者の身体状況・嗜好等を考慮したものとし、適切な時間に行うこととする。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう支援する。

- 2 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

- |    |           |
|----|-----------|
| 朝食 | 8 : 00 ~  |
| 昼食 | 12 : 00 ~ |
| 夕食 | 18 : 00 ~ |

(相談及び援助)

- 第 21 条 事業者は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

(機能訓練)

- 第 22 条 事業者は、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持を図るための訓練を実施する。

(健康管理)

第 23 条 事業所の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

(その他のサービスの提供)

第 24 条 事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためにレクリエーションの機会を設ける。

2 事業者は、常に入所者の家族との連携を図るよう努める。

(利用料及びその他の費用)

第 25 条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

3 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

4 事業者は、前 2 項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費用相当額）

(2) 滞在に要する費用

(3) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 理美容代

(5) 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用

(6) 私物の洗濯代

(7) その他、介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの

5 前項各号の費用の額は、重要事項説明書に記載する額とする。

6 前項第 2 号の滞在に要する費用については、入院時及び外泊時においても徴収するものとする。

7 事業者は、サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得る。

(利用料の変更等)

第 26 条 事業者は、介護保険関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

(キャンセル料)

第 27 条 利用者の都合により、当日の介護予防短期入所生活介護をキャンセルした場合には、キャンセル料を徴収する。

## 第7章 サービス利用に当たっての留意事項

(喫煙)

第28条 喫煙は、事業所内の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙にご協力いただく。

(飲酒)

第29条 飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒にご協力いただく。

(外出及び外泊)

第30条 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に連絡するものとする。

(衛生保持)

第31条 利用者は、生活環境の保全のため、事業者内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力いただく。

(禁止行為)

第32条 利用者は、事業所で次の行為をしてはいけない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(利用者に関する市町への通知)

第33条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

## 第8章 従業者の服務規律と質の確保

(従業者の服務規律)

第34条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護に関する法律を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に以下の事項に留意する。

- (1) 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。

(3) お互いに協力しあい、能率の向上に努力するよう心がける。

(衛生管理)

第 35 条 従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

- 2 感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講じる。
- 3 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を 1 月に 1 回程度、定期的で開催するとともに、指針を整備し、定期的研修を行い（年 2 回以上）、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとする。

(従業者の質の確保)

第 36 条 事業者は、従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保する。

(個人情報の保護)

第 37 条 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

- 2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。
- 4 事業者は、個人情報の保護に関する法律に則し、個人情報を使用する場合には、利用者及びその家族に個人情報の利用目的を公表する。
- 5 事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表する。

(虐待の防止)

第 38 条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

## 第 9 章 緊急時、非常時の対応

(緊急時の対応)

第 39 条 従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡するなどの必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負う。

(事故発生時の対応)

第 40 条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合に

は、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

- 3 事故発生の防止のための委員会を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行い、定期的（年2回以上）に施設内職員研修を実施することとする。

（非常災害対策）

第41条 事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、毎月1回避難、その他必要な訓練等を実施する。

## 第10章 その他事業所の運営に関する重要事項

（身体的拘束等の禁止）

第42条 事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（地域との連携）

第43条 事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携を行うなど、地域との交流に努める。

（勤務体制等）

第44条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定める。

- 2 利用者に対するサービスの提供は、施設の従業者によって行う。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

（記録の整理）

第45条 事業者は、従業者・設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

（苦情処理）

第46条 事業者は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付担当者・苦情解決責任者の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じる。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町からの文書の提出・提示の求め、又は市町職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。
- 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、静岡県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、同連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

(備え置き)

第 47 条 運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項は、閲覧可能な形で事務室に備え置く。

(協力医療機関等)

第 48 条 事業者は、入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておく。

2 事業者は、歯科治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておく。

(その他)

第 49 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。